

鳥取県基幹的情報発信業務委託仕様書

1 業務名

鳥取県基幹的情報発信業務

2 趣旨

鳥取県の認知度・好感度の向上を図るため、テレビ番組、雑誌、インターネットなどに鳥取県の話題が取り上げられるよう、PRの専門的知見及び業務遂行能力を有する者に対し、全国的メディアへのプロモートやプレスリリースなどPR業務を委託する。

3 業務の期間

契約の日から令和3年3月31日まで

4 業務実施に当たっての方針

本業務実施に当たっては、次に掲げる事項を踏まえて情報を発信するよう努めるものとする。

- (1) 伝わることを重視し、鳥取県に関係性がない又は興味のない者であっても興味を引きつけ、そして興味を持って視聴等行えるよう工夫するとともに、理解しやすい内容であること。
- (2) 発信した情報により、県外の視聴者が鳥取県により好意を持ち、かつ、県民が鳥取県に誇りを持つきっかけを与える内容であること。
- (3) 鳥取県が持つ強みや独自性を印象づけ、認知度を高める内容であること。

5 業務の内容

(1) パブリシティ活動

本県のテレビ番組、雑誌、新聞、インターネット等の全国的メディアを通じた露出が図られるよう、メディアへのプロモート及び誘致活動を行うこと。

なお、全国又は首都圏をターゲットエリアとし、プロモート先メディアは、テレビキー局を中心に、新聞、雑誌、インターネット等、目的に合致するものを適宜選択するものとし、広告費換算等により媒体への掲載・放送に対する反響が把握できるようにすること。

また、取材実費等については受託者で負担するとともに、実施に当たっては県の意向を反映した上で決定すること。

(2) プレスリリースの配信

メディアに対するプレスリリースを実施すること。

なお、配信内容、配信方法、配信先、配信時期等については、プロポーザル企画提案書の内容を基本としながら、時宜にかなった内容に組みかえるなどし、あらかじめ県と協議すること。また、露出量測定等もを行うこと。

(3) 全国及び首都圏情報のモニタリング

メディアへの働きかけの感触、本県の評判、首都圏・全国での動向等を観測したり、旬な情報収集や旬なスポットの現地調査を行うなど、定期的な報告及び売り込めそうな本県の素材や話題についてのアドバイスを行うこと。

(4) 情報発信に係るアドバイザリー

本県が全国的メディアに取り上げられるための手法、タイアップ、キャンペーン等の企画について、県の相談、質問等への対応及びアドバイスを隨時行うこと。

なお、アドバイスを受けて県が事業を実施する場合の費用については、必要に応じて別途県が確保するものとする。

(5) 効果測定

インターネットによるアンケート調査、広告換算等その他効果的な方法による効果測定を実施し、鳥取県のPRに関するアドバイスを行うこと。

(6) 広報研修の開催

本県PRの実状をよく把握、分析した上で、県内の者を対象とした、メディアに向けた情報発信力強化のための研修を開催すること。

なお、対象者の詳細、テーマ、実施時期については、あらかじめ県が企画する広報力向上研修との関連等も含め、よく協議して決定するものとする。

(7) その他

上記に掲げる業務の他、独自の手段等による情報発信の提案があれば実施すること。

6 業務実施に当たっての特記事項

(1) 実施体制

複数のテーマにわたってパブリシティ活動を有機的に行うための、十分な人員・体制を有していること。

(2) 打合せ等

受託者は、業務の遂行に当たり、県と定期的に打合せ（対面・テレビ会議など）を行うものとする。

7 成果品の提出

業務の実施を証するものとして、(4)(5)に定めるタイミングのほか、放映・掲載等の都度、次に掲げる成果品を提出すること。

(1) テレビ番組が放映されたことがわかるもの

(2) 雑誌等掲載見本（1冊・部ずつ）

(3) プレスリリースの露出状況がわかるもの（インターネットを含む）

(4) メディアへの働きかけ及び反応状況等の報告書（毎月）

(5) パブリシティ露出を含む年間の露出報告・広告換算・効果検証結果等を考察した、最終報告書（年度末）

8 留意事項

(1) 本業務を達成するために必要な一切の経費は、受託者の負担とする。

(2) 受託者は、できる限り発注者の意向に沿った露出に努めること。

また、受託者は本業務の実施に合わせてパブリシティによる取材記事の活用などマスメディアに対して積極的な働きかけを行い、より効果的な情報発信が可能となるように努めること。

(3) 露出時期が一時期に偏ることなく年間を通じてバランスのとれた露出となるよう努めること。

(4) 受託者は再委託をしてはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し事前に県に報告し承認を得た場合はこの限りでない。

(5) 受託者は委託業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し又は第三者に

提供してはならない。

- (6) 受託者は委託業務を行うために発注者から貸与された情報等を滅失改ざん及び破損してはならない。
- (7) 受託者は委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (8) 本業務に関する所有権は、原則として発注者に帰属する。
- (9) 本業務に使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権を侵害しないようにすること。

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならぬ。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。